

栃木市人事行政の運営等の状況（概要）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成23年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細については市ホームページに掲載しています。

1 職員数に関する状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		増減数	主な増減理由
		23年度	24年度		
一般行政	議会	9	9	0	
	総務	228	247	19	西方町との合併
	税務	76	77	1	西方町との合併
	民生	216	224	8	西方町との合併
	衛生	39	40	1	西方町との合併
	労働	1	1	0	
	農林水産	44	52	8	西方町との合併
	商工	30	30	0	
	土木	108	107	▲1	事務の統廃合
	小計	751	787	36	
特別行政	教育	177	200	23	西方町との合併
	消防	0	168	168	西方町との合併
	小計	177	368	191	
普通会計		928	1155	227	
企業等	水道	27	27	0	
	下水道	25	27	2	西方町との合併
	その他	52	63	11	西方町との合併
	小計	104	117	13	
合計		1032	1272	240	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 (H23年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	145,609	54,453,685	2,952,933	9,544,648	17.5	17.2

※人事費（B）には、職員給与・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与・報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 費 (B/A)
		給与	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
		千円	千円	千円	千円	千円
24年度	1,150	4,695,314	1,004,636	1,671,683	7,371,633	6,410

※1. 職員手当には、退職手当は含みません。

2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢

(平成24年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,853円	43.8歳
技能労務職	307,024円	50.8歳

※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。

2. 技能労務職とは、自動車運転手、清掃作業員、道路補修作業員や給食調理員などです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額
一般行政職	大学卒 172,200円
	高校卒 140,100円
技能労務職	高校卒 137,200円

※一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
		金額	金額	金額
一般行政職	大学卒	256,855円	310,593円	362,443円
	高校卒	220,200円	—	321,154円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	主査	副主幹	課長補佐	課長	部長	
職員数	74	130	86	277	163	115	133	17	995
構成比	7.4%	13.1%	8.6%	27.8%	16.4%	11.6%	13.4%	1.7%	100%

(7) 職員手当の状況

(平成24年4月1日現在)

手当の種類	支給額等																			
扶養手当	支給対象者 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 重度心身障がい者																			
	支給額（月額）	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき6,500円																		
	職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人目について 11,000円																			
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算																			
住居手当	支給対象者 住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員																			
	支給額（月額）	借家 27,000円以内																		
通勤手当	支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員																			
	支給額（月額）	交通機関等利用 55,000円以内 自動車等利用（通勤距離に応じ） 2,000円から24,500円まで																		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×125/100 ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×135/100 ・午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合																			
	期末手当 勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.675月分</td> <td>1.90月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.675月分</td> <td>2.05月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.35月分</td> <td>3.95月分</td> </tr> </tbody> </table>			期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.225月分	0.675月分	1.90月分	12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分	計	2.60月分	1.35月分	3.95月分	
			期末手当	勤勉手当	計															
		6月期	1.225月分	0.675月分	1.90月分															
12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分																	
計	2.60月分	1.35月分	3.95月分																	
勤勉手当の支給月数（管理監督職を除く）は、成績標準者に係るものです。 (職制上の段階、職務の級等による加算措置有)																				
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th colspan="2">支給率</th> </tr> <tr> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.50月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>59.28月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table>			勤続年数	支給率		自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	勤続年数	支給率																		
		自己都合	勸奨・定年																	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分																	
勤続25年	33.50月分	41.34月分																		
勤続35年	47.50月分	59.28月分																		
最高限度額	59.28月分	59.28月分																		
定年前早期退職特例措置として、2～20%の加算があります。																				

(8) 特別職の報酬等

(平成24年4月1日現在)

区分	報酬等月額（円）	摘要
市長	969,000	左記の額は、特例により5%減じたものです
副市長	798,000	
議長	518,950	左記の額は、特例により3%減じたものです
副議長	451,050	
議員	407,400	

3 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし
- (3) 職員からの苦情の処理の状況 該当なし



定例教育委員会開催

9月の定例教育委員会を9月24日（月）14時から都賀公民館で開催します。

教育総務課 ☎21・2711

東日本大地震お見舞いありがとうございます

東北地方太平洋沖地震に対し、市民の皆さんから、心温まる義援金が寄せられ、6月30日現在、総額は8,410万3,480円になりました。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送ります。

募金をお寄せ頂いた方々は、次のとおりです。なお、領収書を発行した方など、お名前の分かる方のみ記載します。ご了承ください。

(順不同、敬称略)

とちぎの実短歌会／小江戸とちぎ三大麺まつり実行委員会／薄井工業(株)社員会／早乙女靴店店頭募金／栃木市大平地区ゴルフ協会／吟道秋水流石会／悠美会

本 社会福祉課 ☎21・2501

お知らせ

緑化推進を図るため、一定の要件を満たす生垣の設置について費用の一部を助成します。

補助金の額1坪当たり2千円（限度額3万円）

※設置前に申請が必要で、本維持管理課 ☎21・2558